

横浜市土壌汚染対策法施行事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)に係る事務処理に関し、土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)に定める様式以外の様式について、必要な事項を定めるものとする。

(通知等)

第2条 市長が通知又は命令を行う場合に使用する文書は、別表1に掲げる様式によるものとする。

(報告等)

第3条 市長に対して報告又は申請を行う場合に使用する文書は、別表2に掲げる様式によるものとする。

(台帳の調製等)

第4条 要措置区域等の全部又は一部の指定が解除された場合、市長が台帳を調製する時に使用する文書は、別表3に掲げる様式によるものとする。

附則 この事務処理要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この事務処理要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この事務処理要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この事務処理要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この事務処理要綱は、平成23年7月8日から施行する。

附則 この事務処理要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この事務処理要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この事務処理要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この事務処理要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この事務処理要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この事務処理要綱は、令和2年5月18日から施行する。

附則 この事務処理要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附則 この事務処理要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この事務処理要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

様式	名称	根拠条文
第1号様式	有害物質使用特定施設の使用廃止について(弁明通知)	行政手続法
第1号様式の2	有害物質使用特定施設の使用廃止について(調査報告処分)	法第3条第3項
第2号様式	土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類について(通知)	規則第3条第4項
第2号様式の2	土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類について(通知)	規則第3条第4項 ※電子署名用
第3号様式	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認通知書	法第3条第1項ただし書
第3号様式の2	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認通知書	法第3条第1項ただし書 ※電子署名用
第4号様式	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認取り消し通知書	法第3条第6項
第4号様式の2	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認取り消し通知書	法第3条第6項 ※電子署名用
第5号様式	土壌汚染状況調査結果報告命令書	法第3条第4項
第6号様式	土壌汚染状況調査結果報告内容是正命令書	法第3条第4項
第6号様式の2	土壌汚染状況調査結果報告内容是正命令書	法第3条第4項 ※電子署名用
第7号様式	土壌汚染対策法第3条第8項に基づく土壌汚染状況調査結果報告命令書	法第3条第8項
第7号様式の2	土壌汚染対策法第3条第8項に基づく土壌汚染状況調査結果報告命令書	法第3条第8項 ※電子署名用
第8号様式	一定規模以上の土地の形質の変更について(通知)	法第4条第1項
第8号様式の2	一定規模以上の土地の形質の変更について(通知)	法第4条第1項 ※電子署名用
第9号様式	土壌汚染対策法第4条第3項に基づく土壌汚染状況調査結果報告命令書	法第4条第3項
第9号様式の2	土壌汚染対策法第4条第3項に基づく土壌汚染状況調査結果報告命令書	法第4条第3項 ※電子署名用
第10号様式	一定規模以上の土地の形質の変更に伴う調査について(弁明通知)	行政手続法
第10号様式の2	一定規模以上の土地の形質の変更に伴う調査について(弁明通知)	行政手続法 ※電子署名用
第10号様式の3	一定規模以上の土地の形質の変更に伴う調査について(通知)	法第4条第3項
第10号様式の4	一定規模以上の土地の形質の変更に伴う調査について(通知)	法第4条第3項 ※電子署名用
第12号様式	土壌汚染対策法第5条第1項に基づく土壌汚染状況調査命令書	法第5条第1項
第13号様式	土壌汚染対策法に基づく命令について(協議)	法第55条
第14号様式	汚染除去等計画の作成及び提出指示について(弁明通知)	行政手続法

第14号様式の2	汚染除去等計画の作成及び提出指示書	法第7条第1項
第14号様式の3	汚染除去等計画の作成及び提出命令書	法第7条第2項
第14号様式の4	汚染除去等計画変更命令書	法第7条第4項
第14号様式の5	汚染除去等計画変更命令書	法第7条第4項 ※電子署名用
第14号様式の6	汚染除去等計画に係る期間短縮通知書	法第7条第5項
第14号様式の7	汚染除去等計画に係る期間短縮通知書	法第7条第5項 ※電子署名用
第14号様式の8	実施措置命令書	法第7条第8項
第14号様式の9	実施措置命令書	法第7条第8項 ※電子署名用
第15号様式	帯水層の深さに係る確認通知書	規則第44条第1項 規則第50条第2項
第15号様式の2	帯水層の深さに係る確認通知書	規則第44条第1項 規則第50条第2項 ※電子署名用
第16号様式	帯水層の深さに係る確認取り消し通知書	規則第44条第5項 規則第50条第2項
第16号様式の2	帯水層の深さに係る確認取り消し通知書	規則第44条第5項 規則第50条第2項 ※電子署名用
第17号様式	実施措置と一体として行われる土地の形質の変更に係る確認通知書	規則第45条第1項
第17号様式の2	実施措置と一体として行われる土地の形質の変更に係る確認通知書	規則第45条第1項 ※電子署名用
第18号様式	地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更に係る確認通知書	規則第46条第1項 規則第50条第3項
第18号様式の2	地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更に係る確認通知書	規則第46条第1項 規則第50条第3項 ※電子署名用
第19号様式	施行管理方針の確認通知書	法第12条第1項
第19号様式の2	施行管理方針の確認通知書	法第12条第1項 ※電子署名用
第19号様式の3	施行管理方針の確認取り消し通知書	規則第52条の8第1項
第19号様式の4	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更に係る計画変更命令書	法第12条第5項
第19号様式の5	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更に係る計画変更命令書	法第12条第5項 ※電子署名用
第20号様式	指定の申請に係る決定通知書	法第14条第1項
第20号様式の2	指定の申請に係る決定通知書	法第14条第1項 ※電子署名用

第21号様式	搬出しようとする土壌の基準適合に係る認定通知書	法第16条第1項
第21号様式の2	搬出しようとする土壌の基準適合に係る認定通知書	法第16条第1項 ※電子署名用
第22号様式	汚染土壌の区域外搬出に係る措置命令書	法第16条第4項
第22号様式の2	汚染土壌の区域外搬出に係る措置命令書	法第16条第4項 ※電子署名用
第27号様式	土壌汚染対策法に基づく申請却下通知書	法第3条第1項ただし書 法第12条第1項 法第14条第1項 法第16条第1項 規則第44条第1項 規則第45条第1項 規則第46条第1項 規則第50条第2項 規則第50条第3項
第27号様式の2	土壌汚染対策法に基づく申請却下通知書	法第3条第1項ただし書 法第12条第1項 法第14条第1項 法第16条第1項 規則第44条第1項 規則第45条第1項 規則第46条第1項 規則第50条第2項 規則第50条第3項 ※電子署名用
第28号様式	汚染土壌の適正な運搬及び処理に係る措置命令書	法第19条第1項
第31号様式	弁明の機会の付与通知書	行政手続法

備考 根拠条文の欄中の「行政手続法」とは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の弁明の機会の付与のことを指す。

別表2

様式	名称	根拠条文
第23号様式	土壌汚染状況調査結果報告書(追完・詳細)	任意
第25号様式	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更完了報告書	任意
第26号様式	土壌汚染状況調査結果報告書期限延長申請書	規則第1条第1項ただし書

別表3

様式	名称	根拠条文
第29号様式	指定解除要措置区域台帳	法第15条第1項 規則第58条第6項
第30号様式	指定解除形質変更時要届出区域台帳	法第15条第1項 規則第58条第6項

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

有害物質使用特定施設の使用廃止について（弁明通知）

次の土地に設置されている水質汚濁防止法第 2 条第 2 項の規定に基づく有害物質使用特定施設の使用が廃止されたため、当該土地の所有者等は、土壤汚染対策法第 3 条第 3 項に基づく通知を受けた日から起算して120日以内に同法第 3 条第 1 項に基づく土壤汚染状況調査を行い、その結果を横浜市長に報告しなければならない（ただし、同項ただし書の規定に基づき横浜市長の確認を受けたときは、この限りではありません。）こととなりましたので、あらかじめ通知します。

この内容に異議がある場合は、行政手続法（平成 5 年法律第88号）第13条第 1 項の規定に基づき弁明をすることができます。弁明をするときは、下記の提出期限までに弁明書の提出をしてください。弁明書には参考書類を添付することができます。

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	

（整理番号： 〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

有害物質使用特定施設の使用廃止について（調査報告処分）

次の土地に設置されている水質汚濁防止法第2条第2項の規定に基づく有害物質使用特定施設の使用が廃止されましたので、土壤汚染対策法第3条第3項の規定に基づき通知します。

有害物質使用特定施設の使用が廃止された際の土地の所有者等は、同法第3条第1項に基づく当該土地の土壤汚染状況調査を行い、その結果を横浜市長に報告する義務が発生します（ただし、同項ただし書の規定に基づき横浜市長の確認を受けたときは、この限りではありません。）ので併せて通知します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
特定有害物質の種類	
土壤汚染状況調査の報告期限	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号：〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類について（通知）

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法施行規則第 3 条第 4 項の規定による土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類のお知らせの申請について、同法施行規則第 3 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
特定有害物質の種類及び選定した理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号： 〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様
横浜市長 〇〇〇〇

土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類について（通知）

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法施行規則第3条第4項の規定による土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類のお知らせの申請について、同法施行規則第3条第3項の規定に基づき、次のとおり通知します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
特定有害物質の種類及び選定した理由	

（備考）この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号：〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

土壌汚染対策法第 3 条第 1 項ただし書の確認通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第 3 条第 1 項ただし書の確認の申請について、次のとおり確認しましたので通知します。
なお、確認をした土地について予定されている利用の方法を変更しようとするときは、同法第 3 条第 5 項の規定に基づき、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければなりません。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
特定有害物質の種類	
確認した土地の範囲	
確認をした土地について予定されている利用の方法	
確認の根拠	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号：〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇

土壌汚染対策法第 3 条第 1 項ただし書の確認通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第 3 条第 1 項ただし書の確認の申請について、次のとおり確認しましたので通知します。
なお、確認をした土地について予定されている利用の方法を変更しようとするときは、同法第 3 条第 5 項の規定に基づき、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければなりません。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
特定有害物質の種類	
確認した土地の範囲	
確認をした土地について予定されている利用の方法	
確認の根拠	

(備考) この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市長を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号: 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

土壌汚染対策法第 3 条第 1 項ただし書の確認取り消し通知書

〇年〇月〇日に土壌汚染対策法第 3 条第 1 項のただし書の確認をした次の土地の範囲について、同法施行規則第16条第 3 項の規定に該当しなくなったため、ただし書の確認を取り消しましたので、同法施行規則第21条の規定に基づき通知します。

なお、ただし書の確認が取り消されたため、同法第 3 条第 1 項に基づく当該土地の土壌汚染状況調査を行い、その結果を横浜市長に報告する義務が発生しますので併せて通知します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
特定有害物質の種類	
確認を取り消した土地の範囲	
取り消した理由	
土壌汚染状況調査の報告期限	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号： 〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇

土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認取り消し通知書

〇年〇月〇日に土壌汚染対策法第3条第1項のただし書の確認をした次の土地の範囲について、同法施行規則第16条第3項の規定に該当しなくなったため、ただし書の確認を取り消しましたので、同法施行規則第21条の規定に基づき通知します。

なお、ただし書の確認が取り消されたため、同法第3条第1項に基づく当該土地の土壌汚染状況調査を行い、その結果を横浜市長に報告する義務が発生しますので併せて通知します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
特定有害物質の種類	
確認を取り消した土地の範囲	
取り消した理由	
土壌汚染状況調査の報告期限	

(備考) この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号: 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

土壌汚染状況調査結果報告命令書

〇年〇月〇日に使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた敷地について、土壌汚染対策法第 3 条第 1 項の規定に基づき、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、調査し、結果を市長に報告しなければなりません。期限までに報告されていないため、同法第 3 条第 4 項の規定に基づき土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告するよう命じます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の種類	
土壌汚染状況調査結果を報告すべきであった期限	
命令を行う理由	
当命令に基づく土壌汚染状況調査結果の報告期限	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号: 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

土壤汚染状況調査結果報告内容是正命令書

〇年〇月〇日に受け付けた土壤汚染状況調査結果報告書につきましては、同法第 3 条第 4 項の規定に基づき次の理由により報告の内容を是正するよう命じます。
この命令の履行にあたっては、是正した内容の土壤汚染状況調査結果報告書を提出してください。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
土壤汚染状況調査結果を是正すべき事項とその理由	
是正した内容の土壤汚染状況調査結果の報告期限	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号： 〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様
横浜市長 〇〇〇〇

土壤汚染状況調査結果報告内容是正命令書

〇年〇月〇日に受け付けた土壤汚染状況調査結果報告書につきましては、同法第 3 条第 4 項の規定に基づき次の理由により報告の内容を是正するよう命じます。
この命令の履行にあたっては、是正した内容の土壤汚染状況調査結果報告書を提出してください。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
土壤汚染状況調査結果を是正すべき事項とその理由	
是正した内容の土壤汚染状況調査結果の報告期限	

(備考) この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市長を被告として（訴訟において横浜市長を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号: 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

土壤汚染対策法第 3 条第 8 項に基づく土壤汚染状況調査結果報告命令書

次の土地について、〇年〇月〇日に土壤汚染対策法第 3 条第 7 項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更の届出を受け付けたため、同法第 3 条第 8 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告するよう命じます。

1 調査の対象となる土地の場所	
2 法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地の工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場であった土地の所在地	
3 土壤汚染対策法第 3 条第 1 項ただし書の確認年月日	
4 報告期限	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号：〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様
横浜市長 〇〇〇〇

土壌汚染対策法第 3 条第 8 項に基づく土壌汚染状況調査結果報告命令書

次の土地について、〇年〇月〇日に土壌汚染対策法第 3 条第 7 項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更の届出を受け付けたため、同法第 3 条第 8 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告するよう命じます。

1 調査の対象となる土地の場所	
2 法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地の工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場であった土地の所在地	
3 土壌汚染対策法第 3 条第 1 項ただし書の確認年月日	
4 報告期限	

(備考) この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号: 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

〇〇〇第 〇〇〇 号
〇年〇月〇日
(整理番号：〇〇〇)

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

一定の規模以上の土地の形質の変更について（通知）

〇年〇月〇日に受け付けた土壤汚染対策法第 4 条第 1 項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更の届出について、当該土地において同法第 4 条第 3 項に基づく土壤汚染状況調査の命令の対象とならないことを確認しましたので通知します。

届出を行った者が当該土地の所有者等でない場合は、当該土地の所有者等へ上記命令の対象とならない旨をお伝えいただくようお願いします。

なお、上記命令の対象とならないことは、当該土地に土壤汚染が存在しないことを保証するものでないことを申し添えます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

〇〇〇第 〇〇〇 号
〇年〇月〇日
(整理番号：〇〇〇)

様

横浜市長 〇〇〇〇

一定の規模以上の土地の形質の変更について（通知）

〇年〇月〇日に受け付けた土壤汚染対策法第 4 条第 1 項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更の届出について、当該土地において同法第 4 条第 3 項に基づく土壤汚染状況調査の命令の対象とならないことを確認しましたので通知します。

届出を行った者が当該土地の所有者等でない場合は、当該土地の所有者等へ上記命令の対象とならない旨をお伝えいただくようお願いします。

なお、上記命令の対象とならないことは、当該土地に土壤汚染が存在しないことを保証するものでないことを申し添えます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	

（備考）この文書には電子署名が付与されています。

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

土壌汚染対策法第 4 条第 3 項に基づく土壌汚染状況調査結果報告命令書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第 4 条第 1 項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更の届出について、当該土地において特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして同法第 4 条第 3 項の環境省令で定める基準に該当すると認められますので、同法第 4 条第 3 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告するよう命じます。

なお、土壌汚染対策法第 4 条第 1 項に基づく届出を行った者が当該土地の所有者等でない場合は、一連の手続きが終了するまでの間、届出者と連絡を取り合い情報の共有を図るようお願いします。

1 調査の対象となる土地の場所	
2 調査の対象となる特定有害物質の種類	
3 1 及び 2 の理由	
4 報告期限	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号：〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様
横浜市長 〇〇〇〇

土壌汚染対策法第4条第3項に基づく土壌汚染状況調査結果報告命令書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第4条第1項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更の届出について、当該土地において特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして同法第4条第3項の環境省令で定める基準に該当すると認められますので、同法第4条第3項の規定に基づき、同法第3条第1項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告するよう命じます。

なお、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出を行った者が当該土地の所有者等でない場合は、一連の手続きが終了するまでの間、届出者と連絡を取り合い情報の共有を図るようお願いします。

1 調査の対象となる土地の場所	
2 調査の対象となる特定有害物質の種類	
3 1及び2の理由	
4 報告期限	

(備考) この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号: 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

一定の規模以上の土地の形質の変更に伴う調査について（弁明通知）

〇年〇月〇日に受け付けた土壤汚染対策法第4条第1項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更の届出につきましては、下記の内容のとおり、同法第4条第3項の規定に基づく土壤汚染状況調査の命令の対象となりましたので通知します。

この内容に異議がある場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき弁明をすることができます。弁明をするときは、下記の提出期限までに弁明書の提出をしてください。弁明書には参考書類を添付することができます。

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
提出期限	
弁明書の提出先及び問合せ先	

様

横浜市長 〇〇〇〇

一定の規模以上の土地の形質の変更に伴う調査について（弁明通知）

〇年〇月〇日に受け付けた土壤汚染対策法第4条第1項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更の届出につきましては、下記の内容のとおり、同法第4条第3項の規定に基づく土壤汚染状況調査の命令の対象となりましたので通知します。

この内容に異議がある場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき弁明をすることができます。弁明をするときは、下記の提出期限までに弁明書の提出をしてください。弁明書には参考書類を添付することができます。

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
提出期限	
弁明書の提出先及び問合せ先	

（備考）この文書には電子署名が付与されています。

〇〇〇第 〇〇〇 号
〇年〇月〇日
(整理番号：〇〇〇)

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

一定の規模以上の土地の形質の変更に伴う調査について（通知）

〇年〇月〇日に受け付けた土壤汚染対策法第4条第1項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更の届出につきましては、当該土地について特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして同法第4条第3項の環境省令で定める基準に該当すると認められますので、同法第4条第3項の規定に基づく土壤汚染状況調査の命令の対象となりましたので通知します。

今後、当該土地において、当該土地の所有者等が、土壤汚染状況調査を行うこととなりますので、土壤汚染状況調査に係る一連の手続きが終了するまでの間は、当該土地の形質の変更を行うことのないようにしてください。

なお、土壤汚染状況調査に伴う一連の手続きが終了するまでの間、土地の所有者等と連絡を取り合い情報の共有を図るようお願いします。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	
調査対象となる特定有害物質の種類	

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

〇〇〇第 〇〇〇 号
〇年〇月〇日
(整理番号：〇〇〇)

様

横浜市長 〇〇〇〇

一定の規模以上の土地の形質の変更に伴う調査について（通知）

〇年〇月〇日に受け付けた土壤汚染対策法第 4 条第 1 項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更の届出につきましては、当該土地について特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして同法第 4 条第 3 項の環境省令で定める基準に該当すると認められますので、同法第 4 条第 3 項の規定に基づく土壤汚染状況調査の命令の対象となりましたので通知します。

今後、当該土地において、当該土地の所有者等が、土壤汚染状況調査を行うこととなりますので、土壤汚染状況調査に係る一連の手続きが終了するまでの間は、当該土地の形質の変更を行うことのないようにしてください。

なお、土壤汚染状況調査に伴う一連の手続きが終了するまでの間、土地の所有者等と連絡を取り合い情報の共有を図るようお願いします。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	
調査対象となる特定有害物質の種類	

（備考） この文書には電子署名が付与されています。

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

土壤汚染対策法第5条第1項に基づく土壤汚染状況調査結果報告命令書

土壤汚染対策法第5条第1項に基づき、次の土地は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがありますので、法第3条第1項の環境大臣が指定する者に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告するよう命じます。

1 調査の対象となる土地の範囲	
2 調査の対象となる特定有害物質の種類	
3 命令を行う理由	
4 報告期限	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号：〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様
横浜市長 〇〇〇〇 印

土壤汚染対策法に基づく命令について（協議）

土壤汚染対策法第3条第4項／第3条第8項／第4条第3項／第5条第1項／第7条第2項／第7条第4項／第7条第8項／第12条第5項の規定に基づき、同法施行令第9条に定める公共の用に供する施設の管理を行う者が管理する土地について、次のとおり命令したいので、同法第55条の規定により、協議をお願いします。
意見があれば、文書で回答をお願いします。
なお、回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

命令の対象となる者	
命令の対象となる公共の用に供する施設の名称及び土地の場所	
命令の内容	
命令を行うこととした理由	
協議の内容	
協議の期間	

（整理番号： 〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

汚染除去等計画の作成及び提出指示について（弁明通知）

次の土地について、土壤汚染対策法第7条第1項に基づき、次のとおり汚染除去等計画を作成し、これを市長に提出するよう指示する対象となりましたので、あらかじめ通知します。

この内容に異議がある場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき弁明をすることができます。弁明をするときは、下記の提出期限までに弁明書の提出をしてください。弁明書には参考書類を添付することができます。

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
提出期限	

（整理番号：〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

汚染除去等計画の作成及び提出指示書

次の土地について、〇年〇月〇日横浜市公告第 号により土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づく特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（要措置区域）として指定したため、同法第7条第1項に基づき、次のとおり汚染除去等計画を作成し、これを市長に提出するよう指示します。

この指示の履行にあたっては、実施措置を講じた後に工事完了報告書及び実施措置完了報告書を提出してください。

1 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び指定番号	
2 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由	
3 措置を講ずべき期限	
4 汚染除去等計画を提出すべき期限	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号: 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

汚染除去等計画の作成及び提出命令書

次の土地について、土壤汚染対策法第7条第1項の規定に基づき、〇年〇月〇日に汚染除去等計画を作成し、これを市長へ提出するよう指示しましたが、その期限までに提出がなされませんでした。
つきましては、同法第7条第2項に基づき、次のとおり汚染除去等汚染除去等計画を作成し、これを市長へ提出するよう命じます。

1 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び指定番号	
2 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由	
3 汚染除去等計画を提出すべきであった期限	
4 当命令に基づく履行期限	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号：〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

汚染除去等計画変更命令書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第 7 条第 1 項/第 3 項に基づく汚染除去等計画書につきましては、その施行方法が同法施行規則第39条に定める技術的基準に適合しないため、同法第 7 条第 4 項の規定に基づき、汚染除去等計画の変更を命じます。
この命令の履行にあたっては、同法第 7 条第 3 項の規定に基づく汚染除去等計画書を改めて提出してください。

汚染の除去等の措置を講ずべき要 措置区域の場所及び指定番号	
命令を行う理由	
計画を変更すべき施行方法	
当命令に基づく履行期限	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号： 〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様
横浜市長 〇〇〇〇

汚染除去等計画変更命令書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第7条第1項/第3項に基づく汚染除去等計画書につきましては、その施行方法が同法施行規則第39条に定める技術的基準に適合しないため、同法第7条第4項の規定に基づき、汚染除去等計画の変更を命じます。
この命令の履行にあたっては、同法第7条第3項の規定に基づく汚染除去等計画書を改めて提出してください。

汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び指定番号	
命令を行う理由	
計画を変更すべき施行方法	
当命令に基づく履行期限	

(備考) この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号： 〇〇〇)
問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

汚染除去等計画に係る期間短縮通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第7条第1項/第3項に基づく汚染除去等計画書につきましては、その施行方法が同法施行規則第39条に定める技術的基準に適合するため、同法第7条第5項の規定に基づき、同法第7条第4項に規定する期間を短縮することを通知します。

1 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び指定番号	
2 短縮後の期限	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号：〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇

汚染除去等計画に係る期間短縮通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第7条第1項/第3項に基づく汚染除去等計画書につきましては、その施行方法が同法施行規則第39条に定める技術的基準に適合するため、同法第7条第5項の規定に基づき、同法第7条第4項に規定する期間を短縮することを通知します。

1 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び指定番号	
2 短縮後の期限	

(備考) この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号: 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

実施措置命令書

次の土地について、土壤汚染対策法第7条第1項／第3項の規定に基づき、〇年〇月〇日に汚染除去等計画書が提出されましたが、その後、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認められますので、同法第7条第8項に基づき、次のとおり実施措置を講ずるよう命じます。

この指示の履行にあたっては、実施措置を講じた後に工事完了報告書及び実施措置完了報告書を提出してください。

1 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び指定番号	
2 実施措置の種類	
3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由	
4 実施措置を講ずべきであった期限	
5 当命令に基づく履行期限	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

(整理番号: 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇

実施措置命令書

次の土地について、土壤汚染対策法第7条第1項／第3項の規定に基づき、〇年〇月〇日に汚染除去等計画書が提出されましたが、その後、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認められますので、同法第7条第8項に基づき、次のとおり実施措置を講ずるよう命じます。

この指示の履行にあたっては、実施措置を講じた後に工事完了報告書及び実施措置完了報告書を提出してください。

1 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び指定番号	
2 実施措置の種類	
3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由	
4 実施措置を講ずべきであった期限	
5 当命令に基づく履行期限	

（備考）この文書には電子署名が付与されています。

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

（整理番号：〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

帯水層の深さに係る確認通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法施行規則第44条第1項（第50条第2項にて準用する場合も含む）の規定による要措置区域等における帯水層の深さに係る確認申請について、次のとおり確認しましたので通知します。

要措置区域等の所在地 (指定番号)	
最も浅い地下水を含む帯水層 の深さ	
確認の条件	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号： 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様
横浜市長 〇〇〇〇

帯水層の深さに係る確認通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壤汚染対策法施行規則第44条第1項（第50条第2項にて準用する場合も含む）の規定による要措置区域等における帯水層の深さに係る確認申請について、次のとおり確認しましたので通知します。

要措置区域等の所在地 (指定番号)	
最も浅い地下水を含む帯水層 の深さ	
確認の条件	

(備考) この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号： 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

帯水層の深さに係る確認取り消し通知書

〇年〇月〇日に土壤汚染対策法施行規則第44条第1項（第50条第2項にて準用する場合も含む）の規定による要措置区域等における帯水層の深さに係る確認をしている次の土地について、同規則第44条第5項の規定に基づき当該確認を取り消しましたので通知します。

要措置区域等の所在地 (指定番号)	
取り消した理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号：〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇

帯水層の深さに係る確認取り消し通知書

〇年〇月〇日に土壤汚染対策法施行規則第44条第1項（第50条第2項にて準用する場合も含む）の規定による要措置区域等における帯水層の深さに係る確認をしている次の土地について、同規則第44条第5項の規定に基づき当該確認を取り消しましたので通知します。

要措置区域等の所在地 (指定番号)	
取り消した理由	

(備考) この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号: 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

実施措置と一体として行われる土地の形質の変更に係る確認通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壤汚染対策法施行規則第45条第1項の規定による実施措置と一体として行われる土地の形質の変更に係る確認申請について、同条第3項の規定に基づき次のとおり確認しましたので通知します。

土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地 (指定番号)	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の着手予定日及び完了 予定日	
土地の形質の変更の施行中に地下 水汚染の拡大が確認された場合に おける対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発 生した場合における対応方法	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号： 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様
横浜市長 〇〇〇〇

実施措置と一体として行われる土地の形質の変更に係る確認通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壤汚染対策法施行規則第45条第 1 項の規定による実施措置と一体として行われる土地の形質の変更に係る確認申請について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり確認しましたので通知します。

土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地 (指定番号)	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の着手予定日及び完了 予定日	
土地の形質の変更の施行中に地下 水汚染の拡大が確認された場合に おける対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発 生した場合における対応方法	

(備考) この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号： 〇〇〇)
問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更に係る確認通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法施行規則第46条第1項（第50条第3項にて準用する場合も含む）の規定による地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更に係る確認申請について、同条第3項の規定に基づき次のとおり確認しましたので通知します。

土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地 (指定番号)	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の着手予定日及び完了 予定日	
土地の形質の変更を行う要措置区域 において講じられている実施措置	
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号： 〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇

地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更
に係る確認通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法施行規則第46条第 1 項（第50条第 3 項にて準用する場合も
含む）の規定による地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変
更に係る確認申請について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり確認しましたので通知します。

土地の形質の変更を行う要措置区 域等の所在地 (指定番号)	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の着手予定日及び完了 予定日	
土地の形質の変更を行う要措置区 域において講じられている実施措 置	
土地の形質の変更の施行中に地下 水汚染の拡大が確認された場合に おける対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発 生した場合における対応方法	

(備考) この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に対し
て審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜
市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができま
す。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌
日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日
から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった
日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場
合があります。

(整理番号： 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

施行管理方針の確認通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壤汚染対策法第12条第1項／土壤汚染対策法施行規則第52条の6第1項／第2項の規定による施行管理方針の確認について、同法施行規則第49条の3に規定する施行管理方針に係る基準に適合していることを確認しましたので通知します。

施行管理方針の確認に係る形質変更時要届出区域の所在地 (指定番号)	
施行管理方針の確認に係る土地の区分	
施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録及びその保存の方法	
土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合における対応方法	
土地の形質の変更の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認された場合における対応方法	
土地の所有者等が自主的に実施する事項その他市長が必要と認める事項	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号： 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様
横浜市長 〇〇〇〇

施行管理方針の確認通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第12条第 1 項／土壌汚染対策法施行規則第52条の 6 第 1 項／第 2 項の規定による施行管理方針の確認について、同法施行規則第49条の 3 に規定する施行管理方針に係る基準に適合していることを確認しましたので通知します。

施行管理方針の確認に係る形質変更時要届出区域の所在地 (指定番号)	
施行管理方針の確認に係る土地の区分	
施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録及びその保存の方法	
土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合における対応方法	
土地の形質の変更の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認された場合における対応方法	
土地の所有者等が自主的に実施する事項その他市長が必要と認める事項	

(備考) この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号： 〇〇〇)
問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

施行管理方針の確認取り消し通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第12条第1項の規定による施行管理方針の確認をしている土地について、同法施行規則第52条の8の規定に基づき当該確認を取り消しましたので通知します。

施行管理方針の確認に係る形質変更時要届出区域の所在地 (指定番号)	
取り消した理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号： 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更に係る計画変更命令書

〇年〇月〇日に受け付けた土壤汚染対策法第12条第1項に基づく形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出につきましては、その施行方法が同法施行規則第53条に定める基準に適合しないため、同法第12条第5項の規定に基づき、土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命じます。この命令の履行にあたっては、同法第12条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書を改めて提出してください。

土地の形質の変更を行う形質変更 時要届出区域の所在地 (指定番号)	
命令を行う理由	
計画を変更すべき施行方法	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号： 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更に係る計画変更命令書

〇年〇月〇日に受け付けた土壤汚染対策法第12条第1項に基づく形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出につきましては、その施行方法が同法施行規則第53条に定める基準に適合しないため、同法第12条第5項の規定に基づき、土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命じます。この命令の履行にあたっては、同法第12条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書を改めて提出してください。

土地の形質の変更を行う形質変更 時要届出区域の所在地 (指定番号)	
命令を行う理由	
計画を変更すべき施行方法	

(備考) この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号： 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

横浜市〇〇〇指令第 〇〇〇 号
〇年〇月〇日
(整理番号：〇〇〇)

様
横浜市長 〇〇〇〇 印

指定の申請に係る決定通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第14条第1項に基づく指定の申請について、当該申請に係る調査が、公正に、かつ、同法第3条第1項の環境省令で定める方法により行われたものであることを確認しましたので通知します。
なお、同法第6条第1項又は第11条第1項に基づく区域の指定は、本市において同法第6条第1項第2号に定める基準への該当性についての確認を行った後に行うこととなります。

指定を行う予定の土地の所在地	
基準に適合していない特定有害物質の種類	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

横浜市〇〇〇指令第 〇〇〇 号
〇年〇月〇日
(整理番号: 〇〇〇)

様

横浜市長 〇〇〇〇

指定の申請に係る決定通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第14条第1項に基づく指定の申請について、当該申請に係る調査が、公正に、かつ、同法第3条第1項の環境省令で定める方法により行われたものであることを確認しましたので通知します。

なお、同法第6条第1項又は第11条第1項に基づく区域の指定は、本市において同法第6条第1項第2号に定める基準への該当性についての確認を行った後に行うこととなります。

指定を行う予定の土地の所在地	
基準に適合していない特定有害物質の種類	

(備考) この文書には電子署名が付与されています。

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

搬出しようとする土壌の基準適合に係る決定通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第16条第1項に基づく搬出しようとする土壌の基準適合認定の申請について、同法施行規則第60条第3項の規定に基づき次のとおり認定しましたので通知します。

要措置区域等の所在地 (指定番号)	
認定した土壌の範囲	
認定の根拠	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号： 〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇

搬出しようとする土壌の基準適合に係る決定通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第16条第 1 項に基づく搬出しようとする土壌の基準適合認定の申請について、同法施行規則第60条第 3 項の規定に基づき次のとおり認定しましたので通知します。

要措置区域等の所在地 (指定番号)	
認定した土壌の範囲	
認定の根拠	

(備考) この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号： 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

汚染土壌の区域外搬出に係る措置命令書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第16条第 1 項に基づく汚染土壌の区域外搬出（同法第 2 項の変更届出も含む）の届出につきましては、その汚染土壌の取り扱い方法が同法第16条第 4 項第 1 号／第 2 号に該当するため、同項の規定に基づき次の措置を講ずることを命じます。

要措置区域等の所在地 (指定番号)	
講ずべき措置	
命令を行う理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号：〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇

汚染土壌の区域外搬出に係る措置命令書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第16条第1項に基づく汚染土壌の区域外搬出（同法第2項の変更届出も含む）の届出につきましては、その汚染土壌の取り扱い方法が同法第16条第4項第1号／第2号に該当するため、同項の規定に基づき次の措置を講ずることを命じます。

要措置区域等の所在地 (指定番号)	
講ずべき措置	
命令を行う理由	

（備考）この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号：〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

土壌汚染状況調査結果報告書(迫完・詳細)

○年 ○月 ○日

横浜市長 殿

報告者

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

○年○月○日付で提出した 土壌汚染状況調査結果報告書 指定の申請書 について、土壌汚染状況調査の追加調査を行いましたので、次のとおり報告します。

調査の対象となる土地の場所	
調査の対象とした特定有害物質の種類	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	
土壌汚染状況調査の結果	☐ 土壌汚染状況調査の迫完(省略項目の調査) ☐ 土壌汚染状況調査の詳細調査(深度調査、絞り込み調査等) 結果は、別紙の通り
分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称	
土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	
連絡先	住所 〒 担当者の所属及び氏名 電話番号

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更^{完了}報告書
^{中間}

○年 ○月 ○日

横浜市長 殿

報告者

氏名又は名称及び住所並びに
 法人にあってはその代表者の氏名

○年○月○日に届出をしました形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり、報告します。

形質変更時要届出区域の所在地 (指定番号)	
報告の内容	☐ 完了報告 ☐ 中間報告
土地の形質の変更の内容	
開始及び終了の時期	年 月 日 から 年 月 日
土壌汚染の除去の場合は、地下水汚染の有無及び措置の効果を 確認した年月日	地下水汚染の有無 ☐ あり ☐ なし 措置後の地下水汚染の確認日 年 月 日～ 年 月 日
汚染土壌を搬出した場合は、土壌汚染の運搬及び処理の状況	(運搬者名、処理業者名、処理方法等)
連絡先	住所 〒 担当者の所属及び氏名 電話番号

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 完了報告の場合の土地の形質の変更の内容については、次の書類を添付してください。

(1) 形質の変更を行った土地の平面図、断面図 (2) 土壌汚染対策法施行規則第 53 条で定める土地の形質の変更の施行方法に関する基準を満たすことを説明する資料 (3) 工程表 (4) 汚染土壌を搬出した場合にあっては、処理を行った汚染土壌処理業の名称、処理の方法及び管理票記載内容一覧表

土壌汚染状況調査結果報告書期限延長申請書

○年 ○月 ○日

横浜市長 殿

申請者

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

土壌汚染対策法施行規則第1条第1項ただし書の規定に基づき、土壌汚染状況調査結果報告書の報告期限の延長を申請します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地で あった土地の所在地	
期間内に報告を行うことが できない特別の事情及び報 告予定年月日	
連絡先	住所 〒 担当者の所属及び氏名 電話番号
その他	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

土壌汚染対策法に基づく申請却下通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第 条に基づく申請につきましては、次の理由により、
確認／認定できませんので通知します。

申請の名称	
申請に係る土地の所在地	
確認／認定できない理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に
対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起すること
ができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日
の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の
翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま
す。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）が
あった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認
められる場合があります。

（整理番号：〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇

土壌汚染対策法に基づく申請却下通知書

〇年〇月〇日に受け付けた土壌汚染対策法第〇条に基づく申請につきましては、次の理由により、確認／認定できませんので通知します。

申請の名称	
申請に係る土地の所在地	
確認／認定できない理由	

(備考) この文書には電子署名が付与されています。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(整理番号: 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

汚染土壌の適正な運搬及び処理に係る措置命令書

土壌汚染対策法第19条に基づき、汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命じます。

講ずべき措置	
命令を行う理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（整理番号：〇〇〇）

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇

第29号様式

一部
全部 指定解除要措置区域台帳

横浜市

整理番号		指定年月日・指定番号		所在地		
指定解除年月日						
調製・訂正年月日						
要措置区域の概況					面積	
地下水汚染の有無(土壌溶出量基準不適合の場合)	有 ・ 無					
法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域にあつては、その旨						
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあつては、その旨及び当該省略の理由						
要措置区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	
要措置区域の指定が解除された理由となった汚染の除去等の措置						
要措置区域の指定が解除されたときに形質変更時要届出区域に指定された場合にあつては、その旨						

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

一部
全部

指定解除形質変更時要届出区域台帳

横浜市

整理番号			指定年月日・指定番号			所在地		
指定解除年月日								
調製・訂正年月日								
形質変更時要届出区域の概況							面積	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨								
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び特定有害物質の種類								
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由								
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置								
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨								
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日		指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況		届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
							有・無	
							有・無	
							有・無	
							有・無	
形質変更時要届出区域の指定が解除された理由となった汚染の除去等の措置								
形質変更時要届出区域の指定が解除されたときに要措置区域に指定された場合にあつては、その旨								

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

様

横浜市長 〇〇〇〇 印

弁明の機会の付与通知書

貴殿に対しては、土壤汚染対策法（以下「法」という。）の規定により不利益処分を行う予定ですので、あらかじめ通知します。

この内容に異議がある場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき弁明をすることができます。弁明をするときは、下記の提出期限までに弁明書の提出をしてください。弁明書には参考書類を添付することができます。

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	

(整理番号： 〇〇〇)

問合せ先
横浜市〇〇〇局〇〇〇課
横浜市〇区〇〇 電話 〇〇〇